

第87回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

株主資本等変動計算書
個別注記表

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

三光合成株式会社

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものとあります。

(<http://www.sankogosei.co.jp/>)

連結株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,008	4,087	13,081	△43	21,134
会計方針の変更による 累積的影響額			△23		△23
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,008	4,087	13,057	△43	21,111
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△426		△426
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△406		△406
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△832	△0	△832
当 期 末 残 高	4,008	4,087	12,225	△43	20,278

	その他の包括利益累計額				非支配 株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△4	△1,335	△325	△1,665	516	19,985
会計方針の変更による 累積的影響額					△9	△32
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△4	△1,335	△325	△1,665	507	19,952
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△426
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)						△406
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	0	△334	△89	△423	△144	△568
当 期 変 動 額 合 計	0	△334	△89	△423	△144	△1,401
当 期 末 残 高	△4	△1,669	△414	△2,088	362	18,551

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 21社
 - ・主要な連結子会社の名称
 - ・SANKO GOSEI TECHNOLOGY (SINGAPORE) PTE.LTD.
 - ・SANKO GOSEI UK LTD.
 - ・SET EUROPE LTD.
 - ・SANKO GOSEI (THAILAND) LTD.
 - ・SANKO GOSEI TECHNOLOGY (THAILAND) LTD.
 - ・PT.SANKO GOSEI TECHNOLOGY INDONESIA
 - ・天津三華塑膠有限公司
 - ・燦暉合成科技貿易（上海）有限公司
 - ・三華合成（廣州）塑膠有限公司
 - ・SANKO GOSEI MEXICO,S.A.DE C.V.
 - ・SANKO GOSEI PHILIPPINES,INC.
 - ・エスバンス株式会社
 - ・SANKO GOSEI TECHNOLOGIES USA,INC.
 - ・SANKO SVANCE JRG TOOLING INDIA PRIVATE LTD.
 - ・SANKO GOSEI TECHNOLOGY INDIA PRIVATE LTD.
 - ・武漢三樺塑膠有限公司
 - ・東莞三樺塑膠有限公司
 - ・SANKO GOSEI HUNGARY Kft.
 - ・三光合成九州株式会社
 - ・SANKO GOSEI Czech,s.r.o.
- なお、三光合成九州株式会社及びSANKO GOSEI Czech,s.r.o.は、新たに設立したことにより当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

② 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、天津三華塑膠有限公司、燦暉合成科技貿易（上海）有限公司、三華合成（廣州）塑膠有限公司、武漢三樺塑膠有限公司、東莞三樺塑膠有限公司及びSANKO GOSEI MEXICO,S.A.DE C.V.の決算日は12月31日であり、また、SANKO SVANCE JRG TOOLING INDIA PRIVATE LTD.及びSANKO GOSEI TECHNOLOGY INDIA PRIVATE LTD.の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券：

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ たな卸資産……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。ただし、製品、仕掛品のうち金型については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。

ハ デリバティブ……………時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産……………主として定率法によっております。ただし、連結子会社の一部は定額法によっております。
(リース資産を除く)

ただし、親会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…………… 3～50年

機械装置及び運搬具…………… 2～15年

ロ 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア…………… 5年

土地使用権……………50年

ハ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、国際財務報告基準を適用している子会社は、（会計方針の変更）に記載のとおり、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」）を適用しております。これにより、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上されたリース資産の減価償却方法は定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金

従業員(使用人兼務役員の使用人部分を含む)に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。連結子会社エスバンス株式会社では、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「非支配株主持分」に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。なお、連結会社間取引に付されたヘッジ目的の通貨スワップについては、連結会社間の債権債務の相殺消去に伴い時価評価しております。

ヘッジ手段……為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引、借入金

□ ヘッジ手段とヘッジ対象

ハ ヘッジ方針

親会社及び連結子会社は社内規程に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「リース」(IFRS第16号)の適用

国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度の期首より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度末の有形固定資産の「建物及び構築物」が514百万円、「機械装置及び運搬具」が56百万円及び「工具、器具及び備品」が2百万円増加し、流動負債の「リース債務」が51百万円及び固定負債の「リース債務」が570百万円増加しております。当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、各国における経済活動が停滞し深刻な景気後退に陥りつつあります。当社グループにおいては、日本、英国、タイ、米国等の主力拠点等は各国政府や地域行政機関の方針に従い安全対策を実施しながら操業をしております。また、主な得意先である自動車メーカー各社は稼働調整等を行っています。しかし、それらが当社グループに及ぼす影響及び当感染症の収束時期を合理的に予測することは現時点では困難であります。よって、新型コロナウイルスの影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、2021年5月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

4. 表示方法の変更

前連結会計年度において、「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「電子記録債務」は1,810百万円であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

担保提供資産

建物及び構築物	1,832百万円
機械装置及び運搬具	36百万円
土地	2,391百万円

担保付債務

長期借入金等	3,550百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	37,322百万円
(3) 期末日満期手形等	

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形等の金額は、次の通りであります。

受取手形及び売掛金	6百万円
支払手形及び買掛金	143百万円
電子記録債務	632百万円
流動負債その他（設備支払手形等）	41百万円
(4) シンジケーション・コミットメントライン契約	

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による業績影響を鑑み、グループ経営の安定化を図るため、機動的かつ安定的な資金調達を可能とすることを目的として、シンジケーション・コミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	8,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	8,000百万円

(5) 財務制限条項

〔(4)〕の契約には下記の財務制限条項等が付されており、特定の条項に抵触した場合、その条項に該当する借入先に対し借入金を一括返済することになっております。

- ① 2020年5月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 2020年5月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2回連続して損失としないこと。

6. 連結損益計算書に関する注記

操業休止関連費用

新型コロナウイルス感染症の拡大により、各国政府の外出禁止令等により操業を停止した期間中の固定費相当額で、内訳は、人件費224百万円、減価償却費131百万円及び賃借料26百万円であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数	摘要
普通株式	30,688,569	－	－	30,688,569	

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数	摘要
普通株式	204,630	7	－	204,637	注

(注) 単元未満株式の買取による増加7株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年8月28日 定時株主総会	普通株式	213百万円	7円	2019年 5月31日	2019年 8月29日
2019年12月5日 取締役会	普通株式	213百万円	7円	2019年 11月30日	2020年 2月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年8月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	60百万円	2円	2020年 5月31日	2020年 8月27日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。設備投資資金等の長期資金につきましては、必要な資金は銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に担当執行役員へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として為替変動リスクを回避するため先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払い期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として為替変動リスクを回避するため先物為替予約を利用してヘッジしております。社債及び借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたもので、償還日は決算日後、最長で22年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

借入金のうちシンジケートローン契約については一定の財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、該当する借入金の一括返済及び契約解除のおそれがあり、当社の資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。通貨スワップ取引は、連結会社間取引に付されたヘッジ目的であり、連結会社間の債権債務の相殺消去に伴い時価評価しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信限度管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業部長が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信限度管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

□ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた社内ルールに従い、毎月、親会社の取締役会に報告及び承認されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

((注) 2. 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	7,499	7,499	－
(2) 受取手形及び売掛金	10,352	10,354	2
(3) 投資有価証券	9	9	－
(4) 支払手形及び買掛金	4,808	4,808	－
(5) 短期借入金	1,979	1,979	－
(6) 社債	225	224	△0
(7) 長期借入金	12,100	12,116	15
(8) リース債務	3,579	3,585	5
(9) デリバティブ取引 (※)	△157	△157	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、△で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、短期で決済されるものを除き、一定の期間ごとに区分した債権ごとに信用リスクを加味した受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価

値により算定しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債（1年内償還予定を含む）

時価は、市場価格がなく、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) リース債務（1年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引				
	受取米ドル建支払日本円建	1,574	1,216	△11	△11
	受取タイバーツ建支払日本円建	1,168	1,168	△159	△159
	受取日本円建支払インドネシア ルピア建	136	68	16	16
	受取日本円建支払インドルピー 建	100	85	△3	△3

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

通貨関連

該当事項はありません。

金利関連

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	5

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 596円67銭

1 株当たり当期純損失 △13円32銭

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合		
		資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	4,008	3,860	133	3,738	5,878	9,749	△43	17,575
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△426	△426		△426
当 期 純 利 益					680	680		680
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	253	253	△0	253
当 期 末 残 高	4,008	3,860	133	3,738	6,131	10,002	△43	17,828

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△0	△0	17,574
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△426
当 期 純 利 益			680
自 己 株 式 の 取 得			△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	0	0	0
当 期 変 動 額 合 計	0	0	253
当 期 末 残 高	△0	△0	17,827

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。ただし、製品、仕掛品のうち金型については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）。

③ デリバティブ……………時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3～50年

機械及び装置……………2～15年

② 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 退職給付引当金
従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から、費用処理することとしております。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員からの退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約、金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引、借入金、貸付金
 - ③ ヘッジ方針
社内規程に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、各国における経済活動が停滞し深刻な景気後退に陥りつつあります。当社グループにおいては、日本、英国、タイ、米国等の主力拠点等は各国政府や地域行政機関の方針に従い安全対策を実施しながら操業をしております。また、主な得意先である自動車メーカー各社は稼働調整等を行っています。しかし、それらが当社グループに及ぼす影響及び当感染症の収束時期を合理的に予測することは現時点では困難であります。よって、新型コロナウイルスの影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、2021年5月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

3. 表示方法の変更

前事業年度において、「支払手形」に含めていた「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「電子記録債務」は1,810百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

担保提供資産

建物 1,614百万円

土地 1,278百万円

担保付債務

長期借入金等 3,300百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,582百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関等からの借入等に対し債務保証を行っております。

SANKO GOSEI TECHNOLOGY (THAILAND) LTD. 946百万円

SANKO GOSEI MEXICO,S.A.DE C.V. 333百万円

SANKO GOSEI PHILIPPINES,INC. 456百万円

SANKO SVANCE JRG TOOLING INDIA 59百万円

PRIVATE LTD.

SANKO GOSEI TECHNOLOGY INDIA 386百万円

PRIVATE LTD.

武漢三樺塑膠有限公司 166百万円

SANKO GOSEI Czech,s.r.o. 1,977百万円

計 4,326百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

関係会社に対する短期金銭債権

受取手形	19百万円
売掛金	1,214百万円
流動資産その他	171百万円

関係会社に対する短期金銭債務

電子記録債務	58百万円
買掛金	188百万円
未払金	11百万円

(5) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形等の金額は、次の通りであります。

受取手形	6百万円
支払手形	143百万円
電子記録債務	632百万円
流動負債その他（設備支払手形等）	41百万円

(6) シンジケーション・コミットメントライン契約

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による業績影響を鑑み、グループ経営の安定化を図るため、機動的かつ安定的な資金調達を可能とすることを目的として、シンジケーション・コミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	8,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	8,000百万円

(7) 財務制限条項

〔(6)〕の契約には下記の財務制限条項等が付されており、特定の条項に抵触した場合、その条項に該当する借入先に対し借入金を一括返済することになっております。

- ① 2020年5月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ② 2020年5月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2回連続して損失としないこと。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,568百万円
仕入高	1,795百万円
仕入以外の営業取引高	270百万円
営業取引以外の取引高	585百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数	摘要
普通株式	204,630	7	-	204,637	注

(注) 単元未満株式の買取による増加7株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：百万円)

項 目	金 額
繰延税金資産	
未払法定福利費	8
退職給付引当金	51
未払事業税	10
関係会社株式等評価損	99
減損損失	35
その他	27
小計	233
評価性引当額	△143
繰延税金資産合計	89

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SANKO GOSEI TECHNOLOGY (THAILAND) LTD.	406,000千 バーツ	プラスチック成形 品の製造販売及び プラスチック成形 用金型の販売	(所有) 直接60%	兼任 1名	当社よりプ ラスチック成形 用金型及び同 原材料等の供 給、ロイヤリ ティの授受	受取利息	7	流動資産 その他	2
							保証債務 (注)3	946	関係会社 貸付金	1,168
子会社	SANKO GOSEI MEXICO, S.A.DE C.V.	3,252千 米ドル	プラスチック成形 品の製造販売及び プラスチック成形 用金型の販売	(所有) 直接100%	兼任 1名	当社よりプ ラスチック成形 用金型及び同 原材料等の供 給、ロイヤリ ティの授受	製品の販売	832	売掛金	511
							資金の貸付	389	関係会社 貸付金	837
							資金の回収	149	流動資産 その他	1
							受取利息	7	-	-
							保証債務 (注)3	333	-	-
子会社	SANKO GOSEI PHILIPPINE S, INC.	4,098千 米ドル	プラスチック成形 品の製造販売及び プラスチック成形 用金型の販売	(所有) 直接100%	無	当社よりプ ラスチック成形 用金型及び同 原材料等の供 給、ロイヤリ ティの授受	資金の貸付	162	関係会社 貸付金	107
							資金の回収	109	-	-
							保証債務 (注)3	456	-	-
子会社	SANKO GOSEI TECHNOLOGIES USA, INC.	8,000千 米ドル	プラスチック成形 品の製造販売及び プラスチック成形 用金型の販売	(所有) 直接100%	兼任 1名	当社よりプ ラスチック成形 用金型及び同 原材料等の供 給、ロイヤリ ティの授受	資金の貸付	134	関係会社 貸付金	1,033
							資金の回収	211	流動資産 その他	1
							受取利息	17	-	-

種 類	会社等の 名称	資本金又は 出資金	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	SANKO GOSEI TECHNOLOGY INDIA PRIVATE LTD.	600,000千 インド ルピー	プラスチック成形 品の製造販売及び プラスチック成形 用金型の販売	(所有) 直接100%	兼任 1名	当社よりプ ラスチック 成形用金型 及び同原材 料等の供給	資金の回収	67	関係会社 貸付金	574
							受取利息	8	流動資産 その他	4
							保証債務 (注)6	386	-	-
子会社	武漢三華塑膠 有限公司	3,600千 米ドル	プラスチック成形 品の製造販売及び プラスチック成形 用金型の販売	(所有) 直接100%	兼任 1名	当社よりプ ラスチック 成形用金型 及び同原材 料等の供給	増資の引受 (注)4	194	-	-
子会社	三光合成九州 株式会社	100百万 円	プラスチック成形 品の製造販売及び プラスチック成形 用金型の販売	(所有) 直接100%	兼任 1名	当社よりプ ラスチック 成形用金型 及び同原材 料等の供給	資金の貸付	746	関係会社 貸付金	746
							出資の引受 (注)5	200	-	-
子会社	SANKO GOSEI Czech, s.r.o.	2,961千 ユーロ	プラスチック成形 品の製造販売及び プラスチック成形 用金型の販売	(所有) 直接100% (注)7	無	当社よりプ ラスチック成 形用金型及び 同原材料等の 供給、ロイヤリ ティの授受	資金の貸付	141	-	-
							資金の回収	141	-	-
							出資の引受 (注)5	275	-	-
							保証債務 (注)3	1,977	-	-

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を表示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、期末残高は為替差損益を含んでおります。なお、担保は受け入れておりません。
3. 銀行借入及びリース債務に対する保証債務であります。
4. 武漢三華塑膠有限公司が行った第三者割当増資を当社が全額引受けたものであります。
5. 新規設立により、当社が引受けたものであります。
6. 銀行借入及び前受金に対する保証債務であります。
7. () 内は内数で間接所有割合であります。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 584円83銭
1 株当たり当期純利益 22円31銭

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当社は、当期の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認いたしました。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

当期の本基本方針の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「株主総会議事録」「取締役会議事録」「稟議書」「会計帳簿、計算書類等及び連結計算書類」等の文書については、関連資料とともに、10年間保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社の業務執行に係るリスクとして、「火災、地震、風水害等によって甚大な損害を受けたとき」「人命にかかわる重大な労働災害が発生したとき」「会社の過失により周辺の住民に多大なる損害を与えたとき」「重要な取引先が倒産したとき」「不本意に法律違反を犯し、その責任を問われたとき」「その他事業所の操業停止に及ぶ事項が発生したとき」等のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

ロ リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、対策本部事務局を組織し、第三者に助言を求めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項について十分な議論を尽くした上で意思決定を行うものとする。

- 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ コンプライアンス体制の基礎として、経営倫理、経営品質及びコンプライアンス基本規程を定める。コーポレート・ガバナンスを推進するための機能は経営会議に持たせることとし、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その下部組織を総務部に設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るものとする。必要に応じて各担当部署にて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括担当部署は総務部とする。
 - ハ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。
 - ニ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、通報受領者を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、社内通報体制に基づきその運用を行うこととする。
 - ホ 監査役は当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、グループ経営倫理、経営品質を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
 - 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室又は総務部に報告するものとする。内部監査室又は総務部は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができることとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ロ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ロ 社内通報体制に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ハ 監査役は必要に応じ、内部監査室に対し、監査役の職務への協力を要請することができ、この場合、内部監査室は同要請に応ずるものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修や会議体の場で説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

③ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しました。